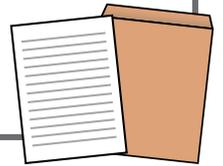


協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和5年1月)

令和4年度「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に一回、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただく「医療費のお知らせ」を発行しています。

記載内容 …… 主に令和3年10月診療分～令和4年9月診療分の情報
送付時期 …… 令和5年1月中旬から順次発送
送付先 …… 事業主様宛(任意継続被保険者の方はご自宅宛)



医療費のお知らせは確定申告に使用できます

- 令和4年10月～12月の診療分や、医療費のお知らせに記載されていない医療費分については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を確定申告書に追加して添付する必要があります。
- 確定申告(医療費控除)に関しては、国税庁ホームページ又は最寄りの税務署へお問い合わせください。

「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせ先：協会けんぽ 青森支部 レセプトグループ 017-721-2715

ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りします

協会けんぽでは、「お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代がどのくらい安くなるか」を、令和5年2月に加入者(被保険者)様にお知らせいたします。

ジェネリック医薬品への切り替えにぜひお役立てください。



<通知をお送りする方>

- ・主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ・お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※ジェネリック医薬品軽減額通知は、先発医薬品以外にも、ジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければならないものではありません。

ジェネリック医薬品の供給について

現在、一部のジェネリック医薬品に供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合がございます。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

ジェネリック医薬品軽減額通知に関するお問い合わせ先：協会けんぽ 青森支部 企画総務グループ 017-721-2713

退職後の健康保険のご案内

ご退職後の健康保険は、任意継続・国民健康保険・ご家族の健康保険(被扶養者)の3つの選択肢があります。ご自身の状況に合わせて、いずれかの健康保険にお手続きください。

加入条件

任意継続	・資格喪失日の前日までに健康保険の被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること。 ・資格喪失日(退職日の翌日等)から20日(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。
国民健康保険	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課等にお問い合わせください。
ご家族の健康保険の被扶養者	ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります。所得等の条件がありますので、ご家族の勤務先にご確認ください。

協会けんぽの任意継続をお申し込みの際には、「任意継続被保険者資格取得申出書」をご退職日の翌日から20日以内にお住まいの住所地を管轄する協会けんぽ支部へ郵送でご提出願います。

※申出書は協会けんぽホームページよりダウンロード可能です。

協会けんぽ 任意継続

検索

任意継続に関するお問い合わせ先：協会けんぽ 青森支部 業務グループ 017-721-2714

わが社の健康経営®

このコーナーでは、青森支部に健康宣言をご登録いただいている事業所様の健康に関する取組をご紹介します。
「健康経営®」は、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む経営スタイルのことで、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

今月の事業所様

フジプラント株式会社 様

事業所所在地：青森県弘前市 従業員数：33名 事業内容：冷凍・冷蔵設備工事業

取組内容

社員の健康の為、不足しがちな野菜をたくさん摂ることを推奨するとともに、金銭面でもバックアップするため、「健康野菜手当」を支給しています。

また、喫煙しない社員へ「非喫煙手当」を支給し、社員の喫煙率の低下を図っています。

取組のご感想を伺いました！

毎年実施している健康習慣アンケートによると、社員の健康への意識は少しずつ高まる傾向にあります。特に「食べ物」「運動」「睡眠」「適正飲酒」で改善が顕著となっています。



社長様が健康の啓蒙活動のために
著作した小冊子

健康宣言に関するお問い合わせ先：協会けんぽ 青森支部 企画総務グループ 017-721-2713